

重大事態への対応マニュアル（美馬市立江原北小学校）R6.4

★いじめ事案発生★

(1) 組織員の構成

①既存の学校いじめ対策組織

調査組織の構成：（学校長，生徒指導主任，教育相談担当教員，学級担任，学校医等）

②外部人材を加えた組織 ※①の組織に加える人材のみ記載する

調査組織の構成：（スクールカウンセラー，学校運営協議会委員，青少年補導センター職員，少年補導職員，警察経験者（スクールサポーター））

(2) マスコミへの対応

窓口の一本化と正確な情報と丁寧な対応（対応者： 学校長）

I 重大事態の発生（疑いを含む）

II 所管教育委員会に報告する（学校又は学校設置者のどちらが主体になるかを判断）

III 重大事態の調査組織を設置する（学校が調査の主体になった場合）

・公平性，中立性が確保された組織が，客観的な事実確認を行う。

・被害児童生徒・保護者に調査等の事前説明を行う。

・次の②又は③のどちらが調査の主体となるかを決定する。

②既存の学校いじめ対策組織に適切な専門家を加えた調査組織

③調査を行うための第三者組織（スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，弁護士，精神科医，学識経験者）

IV 被害児童生徒・保護者への調査方針の説明や情報提供を行う

・調査前に被害児童生徒，保護者に①から⑥を説明を行う。

・被害児童生徒・保護者に寄り添った対応を第一とする。

・加害児童生徒・保護者にいじめの事実関係についての調査結果の説明を行う。

①調査の目的・目標

②調査主体

③調査時期・期間

④調査項目

⑤調査方法

⑥調査結果の提供

V 調査組織で，事実関係を明確にする調査を実施する

・いじめの事実関係を明確にする。（因果関係の特定でなく客観的な事実関係を調査）

・学校で実施した調査の再分析や新たな調査を実施する。（文科省「背景調査の指針（改訂版）」を参照）

①文書情報の整理

②アンケート調査の実施（詳細調査の実施P17）

③聞き取り調査の実施（詳細調査の実施P18） → 時系列にまとめて分析する。

④情報の整理（詳細調査の実施P19）

VI 調査結果を所管教育委員会に報告する

VII 調査結果を基に必要な措置を講ずる

・被害児童生徒に対して，事情や心情を聴取し，状況に応じて継続的にケアを行う。

・被害児童生徒が不登校になっている場合は，学校生活への復帰に向けた支援活動を行う。

・再発防止策を検討する。（詳細調査の実施P20）

・報告書の取りまとめをする。（詳細調査の実施P20）